

ケーススタディ 紀要論文

JPCOAR 人材育成作業部会

2020年12月1日版

- ・このコマで取り扱う紀要論文とは、機関リポジトリを運営する機関が自機関で発行する学術雑誌に掲載された論文を指します。
- ・紀要論文は、投稿規定などで予め機関リポジトリへの登録を定めておくことで、著作権に関する処理を簡略化することができます。
- ・自機関発行のコンテンツは、DOIを付与することができます。

1. 紀要論文の著作権

- ①個別に同意を得る場合
- ②投稿規定で定める方法
- ③バックナンバーの登録

2. JaLC DOIの付与

3. 紀要の電子ジャーナル化

4. ERDB-JPへの雑誌情報登録

5. OA出版について

1. 紀要論文の著作権 ①個別に同意を得る場合

- ・一般的に、紀要論文は著者が著作権を持っていることが多い
→投稿規定、紀要編集委員会や教授会の記録などを確認すること。
- ・文書で「機関リポジトリを使って無償で公開する」許諾を得る
→厳密には、「公衆送信権」と「複製権」についての許諾を得る
→著作権を譲渡してもらう必要はない。
- ・紀要の発行を出版社などに委託している場合は、確認が必要
→著作権を譲渡していないなくても、経済的な損失が発生することがある。

1. 紀要論文の著作権 ②投稿規定で定める方法

- ・機関リポジトリへの登録・公開を義務化する場合は、予め投稿規定で定めておく。
→教授会や委員会などの合意だけでは、後の人分かりにくいため。

【投稿規定で定めておくこと】

- ・寄稿者は、掲載が決定した論文を機関リポジトリで無償公開することに同意する、ということ。
- ・公開できない事由がある場合の申告方法（例外規定）
→紀要編集委員会に申し出るなど

非公開や修正、取り下げは、編集委員会（紀要の発行者）に判断を諮る。

1. 紀要論文の著作権 ③バックナンバーの著作権

・バックナンバーなどを一括登録する際の著作権処理

方法① 全ての著作権者に連絡をし、同意を得られたものを公開
→確実だが、手間と時間とコストがかかる

方法② 一定期間の告知を経て、不可の連絡がなったものを公開
(オプトアウト)

→省力化できるが、後日著作権者からの申し出があった場合は、
補償を含めての対応が必要

・どのような方式でも、各機関の方針を定めてから実行する

1. 紀要論文の著作権 ③バックナンバーの著作権

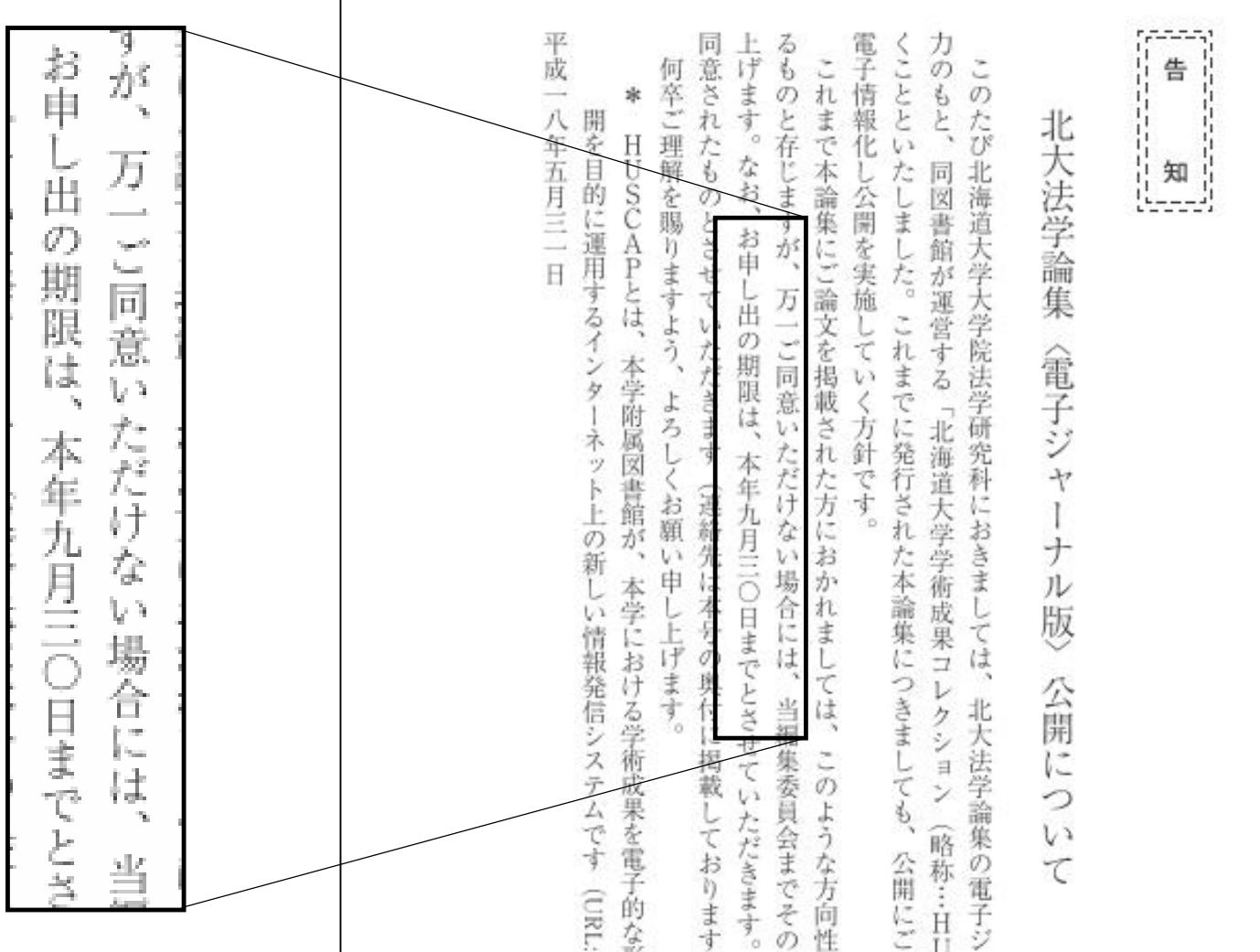
オプトアウトの事例① 低温科学研究所（ホームページ）

低温科学研究所出版物の電子公開について

低温研は現在、低温研が主体となって出版したすべての学術出版物（紀要など）の電子公開に向けて準備を進めています。その手始めとして、過去に出版された「低温科学」「Contributed paper」「Physics of Snow and Ice (1966)」を来年初めを目処に公開したいと考えています。つきましては、これらの出版物に掲載された自らの記事について、電子公開は差し支えるという方は、お手数ですが 2006年12月末日までに下記の連絡先までご一報下さい。低温研における研究を広く知って頂くために、電子公開は非常に有効かつ重要な手段です。ご理解の程よろしくお願ひ致します。

1. 紀要論文の著作権 ③バックナンバーの著作権

オプトアウトの事例② 北大法学論集（紀要）



「北大法学論集 57(3) p.234」より抜粋
<http://hdl.handle.net/2115/14819>
(参照2020-11-22).

2. JaLC DOIの付与

- ・機関リポジトリを運営する機関は、国立情報学研究所の準会員となることで、JaLC DOIを付与することができるようになる。

国立情報学研究所が取り纏めるJaLC準会員（IRDBサポートサイト）

<https://support.irdb.nii.ac.jp/ja/application/jalc>

→申請が承認されると、各機関の「プレフィックス」が発行される

- ・JaLC DOIは、以下のガイドラインに従って付与する。

JPCOARメタデータ普及タスクフォース

「IRDBデータ提供機関のための DOI管理・メタデータ入力ガイドライン：JPCOARスキーマ編」

<http://id.nii.ac.jp/1458/00000135/>

2. JaLC DOIの付与

【JaLC DOI付与の流れ】

1. 機関リポジトリにアイテムを登録する
2. JaLC DOIを付与する
※重複したIDを付与しないように（自動採番推奨）
3. IRDBによるメタデータのハーベスト
4. IRDBからJaLCにデータ提供
5. JaLCがDOI登録 = DOIが利用可能となる

DOIを付与したアイテムは、原則、非公開にはできません

→非公開にしたメタデータが削除データとしてハーベストされた場合、DOIも削除される。再公開しても、一度削除したDOIは再登録できない。

3. 紀要の電子ジャーナル化

- 国立国会図書館にオンラインISSNを申請し、URLを報告する

国立国会図書館 ISSN日本センター

<https://www.ndl.go.jp/jp/data/issn/index.html>

<注意>

- 機関リポジトリから発行した場合、納本義務の対象外となる
=長期間にわたり継続して公衆に提供し、
特段の事情なく消去しないという責任を持つ
- 冊子体も合わせて発行してもかまわない
(表紙等に冊子体のISSNとオンラインISSNの2つを明記する)

4. ERDB-JPへの雑誌情報登録

- ・電子化した雑誌の書誌情報と公開の範囲をERDB-JPに登録する

→『CiNii Books』などの文献データベース、リンクリゾルバやディスカバリー・サービスからアクセスしてもらえるようになる

『ERDB-JP』 <https://erdb-jp.nii.ac.jp/ja>

『ERDB-JP / JAIRO Cloud 雜誌情報 自動連携設定マニュアル』

<http://id.nii.ac.jp/1038/00000201/>

バックナンバーを公開したとき、タイトルや発行者などの書誌情報が変更されたとき、URLが変わったときは、登録情報の修正が必要

5. OA出版について

- ・機関リポジトリを使って、「本」を出版することもできる。
(=オープンアクセス出版)

【OA出版の注意】

- ・研究成果の信頼性を担保する方法を定めておく
→研究者が作成した原稿のチェック体制
- ・「発行者」について（個人とするか、機関とするか）
- ・ISBNを取得するか

…etc

これで本稿は終わりです。